

制度的要因から見たフランスの大統領選挙

——半大統領制と二回投票制の影響力——

はじめに

- 一 フランス政治における大統領
1 第五共和憲法下の大統領
2 政治的リーダーとしての大統領
3 コアビタシオン下の大統領
- 二 二極化の進展 ——最初の二〇年——
 - 1 選挙制度の影響力
 - 2 小政党の存続

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

大山 礼子

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

二

三 多党化傾向と大統領選挙の変質

1 比例代表制導入の影響

2 二〇〇二年大統領選挙の衝撃

四 二〇〇七年および二〇一二年の選挙と今後の展望

1 二極体制への回帰？

2 大統領制化の行方

はつぎ

一九六二年に大統領公選制が導入されて以来、フランスの選挙政治は大統領選挙を軸に展開してきた。大統領選挙の実施は、大統領の民主的正当性を高め、その地位を強化するとともに、乱立状態にあった政党を再編し、左右のブロックへの統合を促進する効果をもったと考えられる。一九七四年以降は、第二回投票が左右の候補者の一騎打ちとなる構図が定着したかにみえた。ところが、近年、大統領選挙の様相は大きく変貌している。最も大きな変化は、極右、極左政党を含む小政党の候補者の善戦が目立つようになったことである。

フランスにおける政党制の変化については、さまざまな角度からの分析が必要である。階級や宗教観の相違による伝統的な対立軸が希薄化し、代わってグローバル化やヨーロッパ統合への賛否が有権者の投票行動を規定する大きな要因となってきたという指摘もある。しかし、本稿ではこうした問題には立ち入らず、政治制度の影響力とい

う側面に限って、大統領選挙を中心としたフランス選挙政治の変化を考察する。とりわけ、フランス独自の制度とあってよい半大統領制あるいは小選挙区二回投票制が選挙政治の動向にどのような影響を及ぼしてきたのかという点が、重要な検討課題となるであろう。

一 フランス政治における大統領

1 第五共和制憲法下の大統領

一九五八年に制定されたフランス現行憲法（第五共和制憲法）は、内閣（政府 *gouvernement*）の存続に議会下院の信任を要する議院内閣制の枠組みを保持しつつ、大統領権限を強化し、内閣の安定化を図ろうとするものであった。

一九五八年六月、アルジェリア危機によって引きおこされた政治的混乱のなかで首相に任命されたドゴールは、議会の委任を受けて直ちに新憲法の起草に着手した。新憲法草案は七月末から約二週間、両院議員の代表など少数の委員で構成される憲法諮問委員会で審議された後、九月二十八日に実施された国民投票において七九・二六%の賛成により承認され、第五共和制憲法として一〇月五日に公布・施行された。

第三、第四共和制の下で、議会の動向によって頻繁に内閣が退陣を余儀なくされたことに対する反省から、第五共和制憲法は議会権限を抑制し、内閣の安定化を図ろうとした。内閣不信任決議の手續の厳格化（四九条二項）、法律事項の制限（三四、三七条）、法律案の可決に政府の信任をかける手續（四九条三項）など、議事手續にかかわる規定のほか、閣僚と議員との兼職禁止規定（二三条）にも議員が閣僚ポストを期待して倒閣に走ることを抑制する意味があつたとされる。

しかし、それ以外の部分では、第五共和制憲法と第三、第四共和制憲法との相違は意外に小さい。そもそも、ドゴールに新憲法草案を起草する権限を委ねた六月三日の委任法は、内閣が議会に対して責任を負う原理の尊重を求めており、議院内閣制を廃止する余地はなかった。間接選挙で選出される任期七年の大統領（それまでは両院合同会議により選出されていたが、当初の第五共和制憲法の規定では上下両院議員、県議会議員および市町村議会代表から成る選挙人団（約八一、〇〇〇人）によって選出されることになった）に対して、議会は二院制であつて、直接選挙で選出される下院と地方議会議員等による間接選挙で選出される上院によって構成されること、大統領は首相の任命権を有するが、内閣の存続には議会下院の信任を必要とすることなど、政治制度の枠組みには大きな変化がない。

大統領権限が強化され、大統領職の重みが増したことは事実である。第四共和制憲法では大統領に関する規定が第六章に置かれていたのに対して、第五共和制憲法は主権 (*la souveraineté*) に関する第一章の次に大統領の章を置き、「共和国大統領は、その裁定 (*arbitrage*) によつて、公権力の適正な運営及び国家の継続を確保する。共和国大統領は、国の独立、領土の一体性、条約の尊重の守護者である」（五条）と規定した。しかし、その一方で、大統領の行為については原則として首相（及び必要な場合には関係閣僚）の副署を要するものとされている（一九条）。大統領が首相の副署なしに単独で行使しうる権限は、非常事態権限を除けば、首相任命権（八条）。ただし、罷免はできない）、一定の法律案の国民投票への付託権（二一条）、議会下院の解散権（二二条）などに限られている。

君主の存在しない共和国には、ほぼ例外なく、国家元首としての大統領が存在しており、大統領の存在と議院内閣制は矛盾するものではない。ドイツの建設的不信任制度に代表されるように、多くの国の憲法では内閣の安定化

を図るための工夫をしている。また、議会内の意見対立によって首相指名が難航する事態に備えて、大統領（あるいは君主）になんらかの裁定権を与えている国もめずらしくない。

そうしてみると、第五共和制憲法は、議院内閣制の欠陥を修正し、「合理化された議会制（議院内閣制）」をめざした憲法であったとみるべきであろう。

2 政治的リーダーとしての大統領

フランスの大統領が名実ともに政治的リーダーとして認められるようになったのは、初代大統領ドゴールの個性と行動、そして巧みな演出によるところが大きい。第五共和制憲法はドゴール構想にもとづいて起草されたものであったが、ドゴール自身は自ら構想した憲法の規定に忠実であったわけではなく、しばしば憲法を無視して新たな大統領像を創出したとされる。^①すなわち、想定外の憲法の運用が大統領を政府の実質的なリーダー（行政府の長）に仕立てたといってもよいだろう。

一九六二年一〇月、大統領直接公選制を導入するための憲法改正案がドゴール大統領によって国民投票に付され、六二・二五%の賛成を得て承認された。この措置により、大統領の民主的正当性は強化され、将来、ドゴールのようなカリスマ性を持たない大統領が誕生した場合にも、引き続き政治的リーダーとして活動しうる土台が築かれた。直接公選制導入後のフランスの政治制度は、大統領制と議院内閣制の中間形態という意味で「半大統領制」(régime semi-présidentiel, semi-présidentialisme)と称されるようになる。「半大統領制」という用語は、一九七〇年にデュヴェルジェによって初めて使われたものだが、その内容は必ずしも明らかではない。かりに直接公選によって選ばれた

大統領と議会の信任に依拠する首相が並立する政治制度を「半大統領制」と定義するのであれば、その範疇に含まれる国の数は意外に多い。ソ連崩壊後は、東欧諸国で半大統領制の採用が相次ぎ、二〇〇八年の時点で、ヨーロッパだけでも一九カ国が半大統領制をとっていたという^②。しかし、その中には、大統領が君主同様の儀礼的存在にとどまり、通常の議院内閣制とほとんど変わらない運用をしている国々（オーストリアやアイスランドなど）も含まれる。直接公選制の採用が大統領権限の強化にむすびつくとは限らないのである。

半大統領制の国々のなかで、フランスの大統領権限がとくに強大というわけでもない。シューガートとケアリーによる大統領権限の比較指標に従えば、フランス大統領の憲法上の権限はヨーロッパにおける半大統領制の国々の平均値をやや下回っている^③。

しばしばアメリカ同様の大統領制の国と誤解されるまでに、フランスにおける大統領の存在感が高まったのは、歴代大統領が指導力を発揮し、とりわけ外交、防衛の分野でリーダーとしてふるまってきたことに由来するといえよう。それと並んで、大統領選挙が国のリーダーを選ぶ選挙として有権者に認識されてきたことも重要である。

3 コアビタシオン下の大統領

第五共和制憲法が議院内閣制の要素を維持している以上、政治的リーダーとしての大統領の強さが議会下院の議席配分によって左右される事態は避けられない。

第五共和制の政治制度は、もともと、議会に内閣を支える安定した多数派が存在しない状況に対応して構想されたものであった。しかし、一九五八年一月の第一回下院選挙では、ドゴール大統領支持派の政党が過半数を大幅

に上回る議席を獲得した。その結果、大統領は自らの腹心を首相に任命し、実質的なリーダーとして政府を率いることが可能になったのである。その後も、単独政党であると複数の政党であると問わず、大統領支持派が下院の過半数を握り、内部の結束を保っている限りは、大統領は強力なリーダーであり続けた。⁴

アメリカ合衆国大統領が議会への法案提出権をもたないのとくらべ、フランス大統領は内閣をとおして法律案を議会に提出し、政策決定過程を主導することができる。その一方で、アメリカの大統領と同様に、フランス大統領も議会に対して責任を負う必要はない。そのため、フランス大統領は「共和国の君主」であるといわれるほど、強いリーダーシップを発揮することができた。

しかし、大統領支持派が下院の過半数を確保できなければ、憲法のこうした運用は通用しなくなる。大統領は自ら辞任する道を選択しない限り、議会の信任を得る見込みのある人物を首相に任命するほかない（大統領の下院解散権は前回の解散・総選挙後一年間は行使できない）。下院内の勢力分布によつては少数内閣や大連立内閣が誕生する可能性もあるが、大統領と対立する党派が結束し、かつ議席の過半数を占める状況が出現した場合には、多数派のリーダーを首相に任命せざるをえないであろう。コアビタシオン (cohabitation 保革共存政権) の出現である。

コアビタシオンが初めて現実のものになったのは、一九八六年、ミッテラン大統領の任期中の総選挙で左派が敗北を喫したときである。ミッテランは下院多数派となった右派のリーダー、シラクを首相に任命し、一九八八年の大統領選挙までコアビタシオンの状況が継続した。ミッテラン大統領が二期目の任期中であった一九九三年にも、同様の経過を経て、二度目のコアビタシオンが出現している。さらに、一九九七年にはシラク大統領の下で左派のジョスパンが首相に任命され、左右とところをかえてコアビタシオンが再現された。このときのコアビタシオンは

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

八

二〇〇二年まで丸五年に及んだ。

コアビタシオン期の大統領は、首相と内閣をとおして政策決定過程に影響力を行使することができなくなる。国防と外交に関する権限は大統領に留保されていると解釈されているが、内政面では首相が実質的なリーダーとして活動し、大統領の役割は限定される。大統領は第五共和制憲法が予定していた「裁定者」に戻り、議院内閣制の要素が強くなる。つまり、フランスの政治制度は、下院選挙の結果次第で、大統領制に傾斜した半大統領制と議院内閣制との間を揺れ動くといってもよい。

二〇〇〇年一月、大統領の任期を短縮し、下院議員の任期と同じ五年とする憲法改正が成立した。この改正の目的は大統領選挙と下院選挙を同時期に実施することによって、コアビタシオンの出現を抑止しようとするものであった。実際、二〇〇二年以降は大統領選挙の直後に下院選挙が実施され、いずれも大統領支持派の勝利に終わっている。しかし、大統領と議会下院がそれぞれ直接選挙によって選出され、かつ、内閣の存続には議会下院の信任を要する半大統領制の枠組みそのものに変化がない以上、今後とも、コアビタシオンの出現可能性がまったくなくなったわけではない。二〇〇〇年以前にも大統領選挙直後に下院の解散による総選挙が実施された例があるが、一九八八年の場合、大統領与党社会党の議席は過半数に届かなかった。

二 二極化の進展 — 最初の二〇年 —

1 選挙制度の影響力

一九五八年の憲法制定以降約二〇年は、それまで小党乱立状態にあったフランスの政党制が左右の二大ブロック

に収斂し、二極化が進展した時期といえる。一九七八年の下院総選挙においては、右派の R P R (Rassemblement pour la République 共和国連合) と U D F (Union pour la démocratie française フランス民主連合)、左派の社会党 (Parti socialiste) と共産党 (Parti communiste français) の勢力がほぼ拮抗し、四党で投票の九割近くを占める二極四党体制が明確になった。

こうした政党制の変化に、選挙制度はどのように影響したのだろうか。

フランスで下院選挙に用いられている小選挙区二回投票制は議会の選挙制度としてはきわめて例外的で、先進民主主義国では唯一のものであるが、第二帝政下、一八五二年の選挙で採用されて以来の歴史をもち、第三共和制期においても短期間の例外を除いて使われてきた。二回投票制といえども、当選者は各選挙区ごとに一人だけなので、小政党には不利な制度のはずだが、第三共和制期にはこの制度の下で小党乱立状態が続いた。当時は政党の拘束力が弱く、地方名望家の議員が多数を占めていたことのほか、第二回投票に進むための得票率等の条件が設定されておらず、第一回投票後、第二回投票が実施されるまでに候補者間および政党間で交渉や取引が行われてきたことも小政党の生き残りを可能にしたとみられる。

第五共和制発足時には、比例代表制や単純小選挙区制の導入を主張する意見もあったが、いわば妥協の産物として伝統的な二回投票制が復活した。ただし、第一回投票で過半数の票を獲得した候補者がいない場合には、5%以上の票を得た候補者のみが第二回投票に進むものとされた。第二回投票に進むための条件は、その後、順次厳格化され、一九六七年には登録有権者の一〇%、一九七六年には同じく一二・五%に引き上げられた(この条件を満たす候補者がゼロまたは一名の場合は上位二名が第二回投票に進む)。

この結果、一九七八年以降、第二回投票に進出できる候補者は大半の選挙区において上位二名のみとなった。事前の候補者調整も一般化し、第二回投票が左右ブロックを代表する候補者同士の間決の場として機能するようになったのである。

さらに、一九六二年に大統領の直接公選制が導入され、一九六六年から大統領選挙が実施されてきたことも、二極化を推進する効果をもった。

大統領選挙にも二回投票制が採用されている。大統領選挙や首長選挙に二回投票制を用いる例はほかの国にもみられるが、フランスの場合には、下院同様の選挙を全国規模で実施することになったわけだ。しかも、下院の選挙制度とは異なり、第一回投票で過半数を得た候補者がいない場合に第二回投票に進出するのは得票率に関係なく上位二名とされているため、第二回投票は必ず一騎打ちの選挙となり、左右ブロックが激突する選挙戦が展開された。

2 小政党の存続

従来、小選挙区二回投票制については、単純小選挙区制同様に、あるいはそれ以上に大政党に有利な選挙制度とみなす論者が多かった。たしかに、得票率と議席獲得率の乖離は単純小選挙区制以上に大きい。しかし、実際には、二極化は進展したものの、イギリスのような二大政党制は出現せず、左右ブロック内の政党が統一されることはなかったし、小政党も生き残ってきた。計算上、得票率と議席獲得率の乖離が大きくなるのは、小政党が存続し、当選の見込みのない場合にも候補者を立てていたからだといえるだろう。

その理由として、第一に考えられるのは、二回投票制では単純小選挙区制と比較して、政党間の選挙協力や候補者調整が行われやすいことである。事実、イギリスに比べると、フランスでは広く選挙協力が実施されてきた。第二回投票への進出条件が厳格化された後も、第二回投票が三つ巴の選挙になる可能性が残っていることは、政党にとって選挙協力への誘因として働いたであろう。

第二に、第一回投票だけで当選者の決まる可能性は小さいので、有権者の側からみると、第一回投票が第二回投票とは別の意味をもつという点も重要である。第二回投票の目的は当選者の決定にあり、有権者は単純小選挙区制の場合と同じように行動すると考えられるが、第一回投票ではそれとは異なる基準によって投票する余地があるということだ。

第二回投票への進出要件が厳格化された現在の下院選挙では、大半の選挙区において上位二名しか第二回投票に進めなくなったので、第一回投票は二人区と同じ効果をもつに過ぎない（すわなち、有力候補者は三名に絞られる）との見解がある⁶⁾。しかし、有権者にとって当選者決定に参加する機会はもう一度残っているのです、少なくとも心理的效果に関しては二人区と同じとはいえないだろう。

具体的には、第一回投票では、有権者はそれぞれの候補者の当選可能性をさほど気にせず、候補者およびその所属政党の政策に対する好感度にもとづいて投票すると考えられる。その結果、第一回投票の票は各候補者に分散し、比例代表制における各政党の得票比率に近いものとなる。各ブロック内から複数の候補者が立ち、かつ、有力候補が明らかでない場合には、第一回投票が予備選挙のような機能を果たす。

さらに、有権者は第一回投票を意見表明の手段として利用することもできる。一般に投票には当選者決定の機能

のほかに意見表明の機能があると考えられるが、一回投票制では、通常の場合、有権者はリスクを避けるため、当選可能性のある候補者のうち「よりまし」な者に投票するはずである。これに対して、二回投票制では二つの機能を第一回投票と第二回投票に分担させることが可能であるため、有権者は比較的容易に意見表明の投票を実行できる。つまり、有権者は、第一回投票の際に、当選者の政策に影響を及ぼすことを期待して、当選の可能性は低くても自分の主張に近い候補者に投票できるようにする。そればかりでなく、本命候補がほかにいるにもかかわらず、本命候補の政策に部分的に影響を与えることを目的として、それ以外の候補者に投票することさえありうる。

第二回投票が有力候補者二名の争いになると予想されていけば、そうした傾向は一層強まるだろう。その結果、とくに既成の二大政党が時代の変化になかなか対応しようとしなない場合などには、第一回投票では有権者の批判票が第三党に集まり、結果的に新しい政党の勢力拡大につながる可能性がある。かりに、イギリスで二回投票制が採用されていたら、自由党 (Liberal/Social-Democratic Alliance) が一九八〇年代に労働党に取って代わっていたのではないかという見方もある。⁽⁷⁾

政党の側からみると、フランス型の小選挙区二回投票制は、イギリス型の単純小選挙区制とは異なり、小政党に退場を迫らない選挙制度だといえる。さしあたり当選者を出す可能性の低い政党であっても、第一回投票を意見表明の機会として利用し、一定の得票があれば大政党に影響力を行使できることになり、将来の勢力拡大をめざすことも可能になるからだ。とりわけ大統領選挙の第一回投票は、全国規模で政党の主張をアピールする機会となるろう。

三 多党化傾向と大統領選挙の変質

1 比例代表制導入の影響

一九八〇年頃を境に、フランスはふたたび多党化の傾向を示すようになる。一九八一年の下院選挙では、四党の合計得票率には顕著な低下がなかったものの、共産党の凋落傾向が明らかになり、棄権が増加しはじめた。次いで、小政党の勃興によって多党化が進行した。一九七二年に設立された極右政党 FN (Front national 国民戦線) は一九八〇年代に勢力を拡大させ、一九八六年の下院選挙で三五議席を獲得するにいたった。

大統領選挙と下院選挙のみを念頭に置くと、多党化の進行を制度的要因から説明することは困難である。大統領選挙のしくみは大統領直接公選制導入以降、ほとんど変化していないし、下院の選挙制度も一九八六年を例外として、すべて小選挙区二回投票制で実施されてきたからだ。しかし、それぞれの政治制度の単独での影響力だけではなく、制度の相互作用も考慮に入れる必要がある⁽⁸⁾。この場合、多党化をもたらした主要な要因として考えられるのは、複数のレベルの選挙に比例代表制が採用されたことであろう。

フランスでは、従来から、人口三五〇〇人以上の市町村 (commune) において、議会選挙に独自の比例代表制が用いられてきた。最多得票名簿 (第一回投票で過半数の票を獲得した名簿がなければ、一〇%以上の票を得た名簿について第二回投票を実施して決定する) に議席の半数が与えられ、残りの半数は5%以上の得票をしたグループに比例配分されるしくみである。一九八二年の分権化改革によって地方自治体としての州 (région) が設置されると、州議会選挙には県単位の比例代表制が採用された⁽⁹⁾。また、一九七九年から直接選挙が実施されている欧州議会選挙

制度的要因から見たフランスの大統領選挙 (大山)

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

一四

には名簿式比例代表制⁽¹⁰⁾が採用されている。

実際、FNは、比例代表制の選挙を通じてその勢力を拡大してきた。FNが最初に注目されたのは、一九八三年の市町村選挙における善戦によってである。市町村議会選挙の二回投票制では、第二回投票に進むための条件が下院選挙よりも緩く、（登録有権者数ではなく）第一回投票における投票数の一〇%以上とされていることもFNの善戦を助けた。次いで翌年の欧州議会選挙では一挙に一〇議席を獲得した。

そして、最後の一撃となったのが、下院選挙への比例代表制導入である。一九八六年の下院選挙の前に、ミッテラン社会党政権は与党の支持率低下に直面していた。小選挙区二回投票制を維持したまま選挙を実施すれば、社会党の惨敗は避けられないとみられた。そこで、その対策として考えられたのが比例代表制導入であった。比例代表制には、RPRとUDFの連携を困難にし、右派を分裂させるとともに、左のブロック内では社会党と共産党との選挙協力の必要性をなくし、共産党の影響力を減じるねらいがあったとされる⁽¹¹⁾。

比例代表制導入によって社会党は大敗北を回避し、第一党の地位を確保することができたが、この選挙はフランスの多党化傾向を決定づけるものとなった。導入された比例代表制は、県単位の選挙区で実施され、しかも得票率五%未満の政党には議席を付与しないものだったので、完全比例には遠い方式だった。にもかかわらず、FNは一〇%近い得票で三五議席を獲得する大躍進を遂げたのである。

選挙後に初のコアビタシオン政権が出現すると、内政のリーダーとなったシラク首相は直ちに選挙法改正に着手し、下院選挙制度は小選挙区二回投票制に復帰した。その結果、次の一九八八年下院選挙では、FNはわずかに議席に転落する。しかし、二回投票制復帰後も二大ブロックの得票率は向上せず、弾みのついた多党化傾向を覆す

ことはできなかった。大政党優位の小選挙区二回投票制が復活したことで、下院への小政党の進出は困難になったが、それ以外の選挙では多党化傾向が顕著である。一九八四年に結成された緑の党は、一九八九年の欧州議会選挙で九議席を獲得、同年の市町村議会選挙でも人口二十万人以上の都市では一〇%近い票を得ることに成功した。

政党の二極化に貢献したと考えられていた大統領選挙においても、一九七四年に明らかになった候補者数の増加傾向がその後も継続している（後掲表参照）。大統領選挙はマスメディアの注目度も高く、全国規模で候補者や政党の主張をアピールする機会となる。一九八八年に従来の政治資金国庫補助に加えて政党国庫補助制度が導入され、政党が国への財政的依存を高めたことも、新党結成や既成政党分裂の動きを後押ししていると考えられる。

2 二〇〇二年大統領選挙の衝撃

二〇〇二年の大統領選挙は、フランス政党制の変質を示す衝撃的な事件となった。第一回投票において、FNの候補者ル・ペンの得票が社会党候補ジョスパンを上回り（得票率はルペン一六・八六%、ジョスパン一六・二八%）、二大ブロック外からの候補者として初めて第二回投票に進出したのである。

極右候補者の第二回投票進出を招いた直接的な原因は、多党化および候補者増加の帰結として、第一回投票の票が分散したことである。欧州統合に対する立場の違いなどを理由に、左右のブロックからそれぞれ複数の候補者が出馬したこともあって、立候補者数は合計一六名に達していた。しかし、ここにもフランス独特の政治制度が作用していたと考えられる。

制度的要因として、第一に、二回投票制の効果をあげるべきであろう。大統領選挙は各政党のリーダーが競う場

であるため、政党ばかりでなく、有権者にとつても意見表明の絶好の機会となる。しかも、事前の予想では二大ブロックの本命候補であるシラクとジョスパンが第二回投票に進むことが確実視されていたため、あえてそのほかの候補者に投票する戦略投票への誘因が強く働いたと想像される。選挙後の調査でも、社会党支持者でありながら、社会党に再考を促すために、第一回投票では共産党のユー候補や社会党を離脱したシュヴェヌマン候補に投票した者が少なくなかったことが明らかにされている。

第二に、より間接的ではあるが、半大統領制がもたらしたコアビタシオンの影響も指摘できる。

二〇〇二年の大統領選挙は、シラク大統領とジョスパン首相とのコアビタシオンが五年にわたって継続した後に行われた。すなわち、社会党はすでに長期間、首相と議会下院多数派を擁して実質的に権力の座にあり、一九九七年の大統領選挙時にジョスパン候補が掲げていた公約の多くも実行に移されていた。二〇〇二年には、ジョスパンは、有権者にとって、もはや新しい政策の実現を期待できる候補者ではなくなっていたのである。⁽¹²⁾

ただし、ジョスパンがイギリスのような純粋な議院内閣制下の首相と同様に、強いリーダーシップを発揮できたわけではない。コアビタシオン下の首相にとって、下院の解散権を握る大統領の存在が大胆な政策を執行するうえでの障害となる。国民に不人気な政策を断行した直後に、首相支持率の低下したタイミングをとらえて解散が行われると、下院選挙で敗北するリスクが高まるからだ。ジョスパンも医療保険、年金制度の改革を検討したものの、選挙への影響を恐れて、着手をためらったという。⁽¹³⁾

また、大統領と首相が政権を分担していれば、それぞれの党派も責任を分担しているとみなされるため、コアビタシオンは国民の目には一種の大連立のようにうつる。結果的に、FNは唯一の真の野党としてふるまうことが

でき、政権批判票の受け皿として優位を獲得した。⁽¹⁴⁾

しかし、第二回投票では、シラクの勝利が確実視されていたにもかかわらず、第一回投票を上回る有権者が足を運び（投票率は七一・六%から七九・七一%に向上）、シラクが八二・二一%の得票で圧勝した。他方、ルペンの得票は約四八〇万票から約五五〇万票への微増にとどまった。大統領任期短縮にともなう法改正によって、大統領選挙第二回投票の約一カ月半後、六月の第三火曜日に第一回投票が実施されることになった下院選挙でも、大統領選挙の最中に R P R と U D F が合体して発足した U M P (Union pour un mouvement populaire 人民運動連合)⁽¹⁵⁾ が五七七議席中二九八議席を獲得して圧勝、社会党も第一回投票で大統領選挙でのジョスパン票をはるかに超える二四・二一%の票を得て善戦したのに対して、F N の第一回投票での得票率は一一・三四%に落ち込み、議席ゼロとなった。

四 二〇〇七年および二〇一二年の選挙と今後の展望

1 二極体制への回帰?

二〇〇七年の大統領選挙および下院選挙の特色は、右傾化（左派の退潮）、大統領制化 (présidentialisation) 大統領の中心的地位の強化、二極体制への回帰および二大政党制化であったといわれた。⁽¹⁶⁾

大統領選挙は二〇〇二年とは様変わりし、左右を代表する候補者二名の争いに復帰した。第一回投票の投票率は八三・七七%に上昇し、一九七〇年代の水準に戻った（表参照）。第二回投票に進んだサルコジとロワイヤルの合計得票は五割を上回り、中道政党 M o d e m の候補者バイルーの票を加えると七五・六二%に達した。

表 フランス大統領選挙結果（第1回投票）

	候補者数	上位2名の候補者の合計得票率	投票率
1965	6	76.44% (de Gaulle 44.65 + Mitterrand 31.79)	84.75%
1969	7	67.78% (Pompidou 44.47 + Poher 23.31)	77.59%
1974	12	75.85% (Giscard d'Estaing 32.60 + Mitterrand 43.25)	84.33%
1981	10	54.17% (Mitterrand 25.85 + Giscard d'Estaing 28.32)	81.09%
1988	9	54.03% (Mitterrand 34.09 + Chirac 19.94)	81.37%
1995	9	44.14% (Chirac 20.84 + Jospin 23.30)	78.37%
2002	16	36.74% (Chirac 19.88 + Le Pen 16.86)	71.60%
2007	12	57.05% (Sarkozy 31.18 + Royal 25.87)	83.77%
2012	10	55.81% (Hollande 28.63 + Sarkozy 27.18)	79.48%

(フランス官報掲載の数字による)

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

一八

大統領選挙後に行われた下院選挙では、二極化の傾向がさらに顕著であった。UMPは第一回投票で三九・五四%の票を集め、最終的に五七七議席中三二三議席を獲得した。社会党も第一回投票での得票率二四・七三%と善戦し、議席数一八六に踏みとどまった。ところが、M o d e mは第一回投票でバイルールの得票率一八・五七%の半分以下の七・六一%の票しか獲得できず、わずか三議席に終わった。FNは大統領選挙でのルペン候補の得票率も前回とは比べものにならない八・六二%に過ぎなかったが、下院選挙ではさらに低迷し、得票率四・二九%、議席ゼロの惨敗であった。

変化をもたらした最大の要因は、二〇〇二年大統領選挙の反動ないし学習効果であったといえよう。ジョスピンの第一回投票での敗退の直接の原因が左ブロックの分裂と候補者乱立にあったことは明白だったため、二大ブロック内で候補者の一本化への動きが生じ、社会党は予備選挙を実施して候補者を決定した（UMPでも予備選挙実施への動きがあったが、サルコジの対立候補が出馬しなかったため、実施されなかった）。かつては第一回投票がブロック内の予備選挙としての役割を担っていたが、ブロック外候補の得票率の伸長によって、事前の候補者調整が必要になっ

たといえよう。また、有権者の側では、本命候補の第二回投票進出が確実視できなくなったので、棄権を避け、かつ第一回投票から本命候補に投票しようという傾向が現れた。

第一回投票でのロワイヤルの得票率は事前の予想より高く、二〇〇二年大統領選挙における社会党および友党の候補者三名（ジョスパン、シュヴェヌマン、トビラ）の得票率の合計に二・〇四％上積みしたものとなったのに対し、その他の左派候補者は軒並み得票を減らした。予備選挙実施による候補者一本化の効果に加えて、二〇〇二年の再来を避けるために一票を有効に行使しようとする有権者の心理が、ロワイヤルに有利に働いたとする見方がある⁽¹⁷⁾。では、こうした傾向は二〇〇二年の選挙にも継続したのだろうか。

二〇〇七年と二〇一二年の最大の相違点は左派の復活である。二〇一二年の大統領選挙でも二大ブロックの候補者が順当に第二回投票に進出したが、勝者は左派であった。大統領選挙で社会党のオランドが現職のサルコジを破ると、下院選挙では社会党が二八〇議席を獲得し、他の左派政党と合わせて大統領支持派が過半数の三二四議席を握った⁽¹⁸⁾。すでに大統領選挙の前年、二〇一一年までに、地方議会選挙では社会党の復調が明らかになっており、二二州のうち二一州の州議会、県議会および大都市の議会の過半数で左派が多数を占めるにいたっていた。二〇一一年秋の上院選挙では、地方議会での優位が選挙人数での優位をもたらし、史上初めて左派が過半数の議席を制した。国と地方のすべてのレベルの議会で単独の政党が主導権を握るのは、第五共和制始まって以来のことである。

FNの復調も著しい。第一回投票では父から党首を引き継いだマリーヌ・ルペンが父を上回る一七・九〇％の得票で三位につけた。下院選挙でもFNは第一回投票で一九九七年の一四・九％に次ぐ一三・六％の得票率を記録し、六一選挙区で第二回投票に進出、最終的に二議席を獲得した。また、近年低迷を続けていた共産党は、名称を

F G (Front de gauche 左翼戦線) に変更して選挙に臨み、大統領選挙ではメランション候補が一一・一〇%の票を獲得、下院選挙の第一回投票でも得票率六・九一%の健闘をみせた（獲得議席数一〇）。その一方で、中道勢力への支持は減少し、大統領選挙のバイルー候補の得票率は前回を大幅に下回る九・一三%であった。

二〇〇二年大統領選挙の学習効果は薄れつつあるようで、大統領選挙第一回投票の投票率は四ポイント低下したほか、上位二名の合計得票率もやや低下した。二〇〇七年にはUMPと社会党で下院議席の八六・四八%を占め、二大政党制化の兆しとみられたが、今回は八二・二五%にとどまった。

2 大統領制化の行方

最後に、二〇〇七年と二〇一二年の選挙結果について、近年の政治制度の変化からどのような説明が可能かを検討することにした。それは同時に、当面、現在の政治制度の枠組みが維持されると仮定した場合に、フランスの選挙政治がこれからどのように変化していくのかを考えることにもなるだろう。

選挙政治に対して、直接、最も大きな影響を与えたのは、二〇〇〇年の憲法改正によって大統領任期が短縮され、大統領選挙に引き続いて下院選挙が行われるようになったことであろう。大統領選挙で勝利した政党が下院選挙でも有利に選挙戦を展開するのは当然だが、とくにフランスでは、新たに選挙された大統領には議会の多数派を与え、政策課題の実行を促すべきだという考え方が強いとされるので、大統領選挙の結果が続く下院選挙に大きな影響を及ぼす。つまり、大統領選挙の行方がその後五年間のフランス政治の動向を決定する重要性をもつことになったのである。今後、大統領選挙に有力候補者を出せる政党、すなわち社会党とUMPが下院選挙でも小政党を圧倒し、

二大政党制化の傾向が継続していくのではないかと考えられる。

加えて、短期間に三回ないし四回の選挙²⁰が実施されるため、有権者の選挙疲れにより、下院選挙では棄権が大幅に増加している。二〇一二年の第一回投票の投票率は五七・二一%、第二回投票ではさらに低い五五・四〇%となり、第五共和制下の下院選挙の最低記録を更新した。このことも、民意を問う場としての大統領選挙の比重を高めているということができ、フランス政治の大統領制化を促進する効果をもたらすと予想される。

しかし、こうした促進要因が存在するにもかかわらず、今後のフランス政治が大統領制化の道を一直線に進むとは考えにくい。近年の制度改革のうち、最大のものといってよい二〇〇八年の憲法改正は、執行権をより確実に制御することを目的の一つとして掲げ、大統領任期短縮によって促進されたと考えられる大統領制化の傾向に歯止めをかけようとするものであった²¹。

具体的には、大統領の三選禁止規定（六条二項）が新たに設けられ、大統領権限である文武官任命権、非常事態措置権および恩赦権について、議会の常任委員会の関与などの制限が付加された（一三条五項、一六条六項、一七条）。また、議会、とくに少数派である野党の自律的活動を保障して議会の活性化を図る（四八条、五一一一条）とともに、海外派兵に際しての議会の監督権限の強化（三五条）や行政統制・行政評価に資する情報の収集を目的とする調査委員会の新設（五一一二条）など、議会による行政統制を強化する改正も行われた。

とくに今後に大きな影響を及ぼすと思われるのは、首相が法律案の下院通過に政府の信任をかけ、不信任が成立しない場合には法律案が可決されたものとみなす手続（四九条三項）に改正が加えられたことである。

これまで、四九条三項の手続は、内閣が下院内の反対を抑えて法律案の成立を図る手段として、与党が下院の過

半数に満たない少数内閣の場合はもちろん、与党の結束が不十分な場合にも重要な役割を果たしてきた。一九八八年から一九九三年までの社会党少数内閣は、この手続を多用して、立法過程を乗り切ってきた。ロカール内閣（一九八八～一九九一年）は、実に二八回もこの手続を発動した。ところが、二〇〇八年の憲法改正では、四九条三項の手続の使用に制限が加えられ、「政府提出の予算法案又は社会保障財政法案」以外の法律案については一會期あたり一回しか発動できないことになった。

確かに、大統領任期短縮の結果、コアビタシオン出現の可能性は大幅に低くなったと考えられる。近年、選挙制度に大きな変更はないものの、一九九二年の州議会選挙制度改革と二〇〇三年の欧州議会選挙制度改革は、いずれも比例代表の要素を薄める方向のもので、新しい政党の進出は以前よりも難しくなっている。二大ブロック外の政党にとって、下院での議席獲得が困難であることも従来どおりである。

しかし、大統領の政党が下院選挙での勝利を約束されているわけではなく、大統領選挙直後に下院選挙が実施されたにもかかわらず、大統領支持派が少数派に転落してコアビタシオンの出現にいたった一九八八年の例が再現されないとは限らない。また、ブロックに属さない政党であっても下院で一定の議席を獲得する余地はあるので、いずれのブロックも過半数に達しない状況が生じる可能性もある。

今後、大統領の多数派が下院の過半数を確保できなくなった場合には、二〇〇八年の憲法改正の影響によって、少数内閣の議会運営はさらに困難になることが確実である。そうなれば、政府と議会の関係および政府内部での大統領と首相との関係にまたもや大きな変化が生じ、第五共和制の政治制度に新たな運用が付け加わることになるのかもしれない。

(本稿は、日本政治学会二〇一二年年度研究大会分科会 B-5 において行った報告の内容に加筆したものである)

注

- (1) Gaffney 2010, p.29.
- (2) Elgie 2009, p.250.
- (3) Shugart and Carey 1992, p.150, Elgie 2009, p.253.
- (4) ただし、ジスカールデスタン大統領の時代は、一応、大統領多数派が下院に存在していたものの、その内実は分裂しており、少数内閣に近い状態だったといわれる (Levy 2008, p.118)。
- (5) フランスでは、選挙権の行使には市町村が作成する選挙人名簿への登録が必要である。国民には登録を行う義務があるが、罰則は規定されておらず、有権者の六ないし一〇%程度が登録から漏れているといわれる。
- (6) Cox 1997, p.123-125, Blais and Loewen 2009, p.349-352.
- (7) Piketty 2000, p.171.
- (8) 選挙制度の相互作用は、フランス以外の国々でも観察される。下院の選挙制度として単純小選挙区制を長年維持しているイギリスで、近年、多党化の傾向が生じている背景にも、地方議会や欧州議会への比例代表制導入の影響があると考えられる (大山 (2010) 八一〜八二頁)。日本の衆議院選挙制度と中選挙区制が残る参議院選挙および地方議会選挙の制度との関係についても、同様の指摘が可能であろう。
- (9) その後、多数派形成を容易にする目的で一九九二年に選挙制度改革が実施され、人口三五〇〇人以上の市町村とほぼ同様のしくみに変更された。ただし、最多得票グループに留保される議席は全体の四分の一である。
- (10) 当初は全国一区。二〇〇三年以降は八区に分割。
- (11) Bonschier and Romain 2009, p.365, Renwick 2010, p.102.

制度的要因から見たフランスの大統領選挙（大山）

二四

- (12) Clift 2005, p.224, Winock 2008, p.145.
- (13) 半大統領制では、議院内閣制と比較して国政選挙の回数が増えるため、「フランスの政府は頻繁な選挙で権力を失うだけでなく、権力の座にあるときでさえ、社会的抗議と近づく選挙での競争に直面して、困難な決断をさせない」（Levy 2008, p.119）との指摘もあり、現在の日本の状況を考えるうえでも示唆的である。
- (14) Bomschier and Lachat 2009, p.365.
- (15) ただし、旧UDFの一部はバイルーの下で中道政党 *M o d e m* (Mouvement démocrate 民主運動) として存続した。
- (16) Grunberg 2007.
- (17) Cautès and Cole 2008, p.32.
- (18) 緑の党 *V E C* を大統領支持派に加えれば三三三議席。
- (19) Levy and Skach 2008, p.121.
- (20) その選挙区での下院選挙が第一回投票で決着した場合は三回、そうでなければ四回の投票が行われることになる。
- (21) 改正の経緯および内容に関する解説として、辻村 (2010) 一五頁以下を参照。
- (22) 注 (9) および (10) 参照。なお、サルコジ政権下の二〇一〇年一月に制定された地方公共団体改革法は、二〇一四年以降、州議会選挙を実施せず、州を構成する県の県議会議員が州議会議員を兼務するものと規定している。県議会選挙は小選挙区二回投票制によって行われるが、同じ法律の規定により、第二回投票へ進むための得票率要件が登録有権者の一〇%以上から一二・五%以上に引き上げられた。

(参考文献)

Ballet, Marion and Olivier Duhamel (2012). *Les élections présidentielles*, Dalloz.

- Blais, Andre and Peter John Loewen (2009). 'The French Electoral System and its Effects', *West European Politics*, 32: 2, 345-359.
- Bornschieer, Simon and Romain Lachat (2009). 'The Evolution of the French Political Space and Party System', *West European Politics*, 32: 2, 360-383.
- Carcassonne, Guy (2011). *La Constitution*, Seuil.
- Cautrès, Bruno and Alistair Cole (2008). 'The 2007 French Elections and Beyond' in Alistair Cole, Patrick Le Galès and Jonah D. Levy (eds.) *Developments in French Politics 4*, Palgrave Macmillan, 22-41.
- Clift, Ben (2005). 'Dyarchic Presidentialization in a Presidentialized Polity: The French Fifth Republic' in Thomas Poguntke and Paul Webb (eds.), *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies*, Oxford University Press, 221-245.
- Cox, Gary W. (1997). *Making Votes Count. Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*, Cambridge University Press.
- Elgie, Robert (2009). 'Duverger, Semi-presidentialism and the Supposed French Archetype', *West European Politics*, 32: 2, 248-267.
- Elgie, Robert (2011). 'Presidentialism, Parliamentarism and Semi-Presidentialism: Bringing Parties Back In' (Review Article), *Government and Opposition*, 46: 3, 392-409.
- Gaffney, John (2010). *Political Leadership in France: From Charles de Gaulle to Nicolas Sarkozy*, Palgrave Macmillan.
- Grunberg, Gérard (2007). 'Les elections française de 2007', *French Politics, Culture & Society*, 25: 3, 62-73.

- Lévy, Jonah D. and Cindy Skach (2008). 'The Return to a Strong Presidency' in Alistair Cole, Patrick Le Galès and Jonah D. Lévy (eds.) *Developments in French Politics 4*, Palgrave Macmillan, 111-126.
- Perrineau, Pascal (2007). 'Analyse de l'élections présidentielle des 22 Avril et 6 mai et des élections législatives des 10 et 17 juin 2007 : une rupture politique ?', *French Politics, Culture & Society*, 25 : 3, 74-85.
- Perrineau, Pascal (2012). 'Quelle majorité pour la gauche à l'Assemblée nationale ?', *Le Figaro*, 12 juin 2012.
- Piketty, Thomas (2000). 'Voting as Communicating', *Review of Economic Studies*, 67, 169-191.
- Renwick, Alan (2010). *The Politics of Electoral Reform: Changing the Rules of Democracy*, Cambridge University Press.
- Schweisguth, Étienne (2007). 'Le trompe-l'oeil de la droitisation', *Revue française de science politique*, 57, 393-410.
- Shugart, Matthew S. and John M. Carey (1992). *Presidents and Assemblies: Constitutional Design and Electoral Dynamics*. Cambridge University Press.
- Winock, Michel (2008). *L'élection présidentielle en France: 1958-2007*, Perrin.
- 大山礼子 (2006) 『フランスの政治制度』東信堂
- 大山礼子 (2010) 「変革期の英国議会」『駒澤法学』九卷三号
- 辻村みよ子 (2010) 『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』有信堂高文社
- 辻村みよ子、糠塚康江 (2012) 『フランス憲法入門』三省堂
- 土倉莞爾 (2011) 『拒絶の投票 21世紀フランス選挙政治の光景』関西大学出版部